

2026年3月

お客さま各位

富山信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みに関するお知らせ(その2)

平素は富山信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、政府・産業界・金融界が連携してすすめる「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」の一環として、①当座預金新規口座開設受付終了、②払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱開始、③手形・小切手の発行依頼受付終了(2026年3月31日)、④2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付終了を公表・実施しております。

このたび、手形・小切手の全面的な電子化に向けた更なる取り組みとして、新たに下記の対応を実施しますのでお知らせいたします。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

① 自己宛(保証)小切手の発行終了

[受付終了日 2026年9月30日(水)]

自己宛(保証)小切手の発行を終了します。

② 手形・小切手の最終振出期限の設定

[最終振出期限 2026年9月30日(水)]

最終振出期限を越えて振り出された手形・小切手は、当座勘定からの支払いができません。

③ 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金終了

[受付終了日 2026年9月30日(水)]

当金庫以外(他行)を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了します。

※ 取立扱いは可能です。

手形・小切手の全面電子化に向けたスケジュール

1.手形・小切手を振り出されるお客さま

	2025年度												2026年度												2027年						
	7月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7						
支払	払戻請求書による当座勘定からの払戻しの開始(2025年7月より)																														
発行	発行可能(2026年3月31日まで)												発行不可(2026年4月1日以降)																		
振出	振出可能(2026年9月30日まで)																		振出不可(2026年10月1日以降)												

2026年10月1日以降に振り出された手形・小切手は決済できません

2.手形・小切手を受け取られるお客さま

	支払 金融機関	2025年度												2026年度												2027年							
		10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8									
入金	他行	入金可能(2026年9月末まで)												入金受付不可(2026年10月1日以降)																			
	当金庫	入金可能(振出日が2026年9月末までの手形・小切手に限る)																															
取立	他行 当金庫	取立可能※(支払期日が2027年3月末までのものに限る)																		取立受付不可 (2027年4月1日以降)													

※ 決済する金融機関が振出日の制限を設定している場合は決済されません。

代替サービスのご案内

富山信用金庫では、電子的決済手段として「法人インターネットバンキングサービス」「でんさいサービス」「でんさいライトサービス」をご用意しておりますので、ご検討いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

- ・富山信用金庫 各営業店窓口、担当者
- ・富山信用金庫 事務部 電話番号：076-424-2121
受付時間：平日 9:00～17:00

以 上